

第13回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【日時】令和6年2月7日(水)9:30~12:00

【開催場所】TKP 新橋カンファレンスセンター WEB併用

【出席者】(敬称略)

<委員長>

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授(森林施業・経営学研究室)(WEB参加)

<委員>

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授(森林環境保全研究室)(WEB参加)

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

河合 智 岐阜県 郡上森林マネジメント協議会 事務局次長
(元・郡上市農林水産部 次長兼林務課長)

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

<臨時出席>

西川 学 福井県 農林水産部森づくり課 主任(WEB参加)

中西将大 三重県 農林水産部 森林・林業経営課 主任(WEB参加)

小林靖和 福井市 農林水産部林業水産課 主幹

反保秀一 福井市 農林水産部林業水産課 副主幹

水越洋光 亀山市 産業環境部農林振興課 課長

伊東拓哉 亀山市 産業環境部農林振興課 主任主事

<林野庁>

福田 淳 森林利用課 課長

城 風人 森林利用課 森林集積室 室長

安田幸治 森林利用課 課長補佐(森林集積企画班担当)

武山泰之 森林利用課 森林集積企画班 係長

<事務局>

(公財)日本生態系協会 松浦、亀田、小川、井上

目次

【開催挨拶】	2
【1. ガイドライン改訂案】	3
【2. ケーススタディ】	7

【開催挨拶】

事務局 初めに林野庁、森林利用課の福田課長よりご挨拶いただきたいと思います。福田課長、お願いいたします。

福田課長 皆さん、おはようございます。林野庁利用課長の福田です。本日は、第13回の森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会に、年度末のお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日は福井市並びに亀山市のご担当者にも、ご出席いただいております。前回は、青森県三戸町で、全国で初めて所有者全員が不明な場合の特例措置を適用した事例の現地調査を行いました。その後の委員会では、裁定の進め方などについて、非常に深い議論をすることができたのではないかと思います。今回の会議では、前回の現地調査の結果も踏まえ、特例措置のガイドラインのうち、特に、裁定を中心にご議論いただきたいと思います。また、併せて、並行して進めてきた福井市と亀山市における探索の調査の結果についても、ご報告をする予定です。委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。この委員会は、令和2年度から、森林管理状況を評価するための指標の整備ということを目的として、4年間続けてきましたが、事業期間は今年度限りとなり、今回が最終回となります。来年度からの詳細はまだ検討中ですが、森林管理状況の評価というよりは、所有者不明特例措置について特化したような場として運営をしていきたいと思っています。委員の皆様方には、これまでのご協力にお礼を申し上げます。では、最終回となりますが、有意義な会合となることを御祈念いたしまして私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局 福田課長ありがとうございました。では続きまして、本検討委員会の植木委員長からも一言ご挨拶をお願いいたします。

植木委員長 おはようございます。朝早くからご参集いただきありがとうございます。能登の大震災からはや1ヶ月が経ちました。この場にも、石川県から片山委員が参加されております。まずは震災に見舞われました石川県の皆様、それから特に被害の激しかった能登地方の皆様には、一刻も早い復興を願っております。それとともにご遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げます。本日の委員会ですが、主な議題はケーススタディとして福井市と亀山市から、それから直近の所有者不明森林に関わる情勢変化に伴うガイドラインの改定ということでございます。昨年の1月には第10回の検討委員会でお認めいただいたガイドラインをさらに充実させるための議論になると思います。限られた時間での検討ということになりますがよろしくお願いいたします。

【1. ガイドライン改訂案】

事務局 植木委員長ありがとうございました。本日は委員の皆様他に、福井県からは西川様、三重県から中西様それぞれオンラインでご参加をいただいております。会場の方に福井県福井市の小林様、反保様、三重県亀山市から水越様、伊東様にお越しいただいております。本日の議題はガイドラインとケーススタディの2本立てになっています。資料1を使ってガイドラインについてご議論いただき、資料2を使い、亀山市と福井市の事例についてご議論いただきたいと思います。では資料1、「所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン」改定案について、林野庁森林利用課武山企画係長よりご説明をお願いします。

武山係長 皆様おはようございます。林野庁森林利用課の武山です。ガイドラインの改定箇所をポイントに沿って説明します。直近の所有者不明森林に係る情勢変化や、これまでの委員会での議論を踏まえて修正追記しています。おおまかには、住基ネットが活用可能になった旨、供託に関する説明、そして、こちらがメインになるかと思いますが、所有者不明森林等の特例措置を使う際の、都道府県の裁定において過度な確認をする必要はない旨を追記しております。あとは、今まで記載している特例措置の活用事例について新しく群馬県甘楽町の事例を追加、三戸町における県の裁定、経営管理権の設定を始め、既に記載している事例で進捗があったものをさらに追記しています。まず「ガイドラインの見方・使い方」のページですが、今まで別冊で森林管理水準に関する資料集を付けていました。委員会において皆様で議論していただいて整理したのですが、資料集は冊子ではなく別途、林野庁のホームページ等で公表する形にしようかと考えております。ページをめくってください。いくつか細かい修正をしています。P.1 では森林経営管理制度の取組状況などで、意向調査の面積等を更新しています。P.9 をご覧ください。ここでは、所有者不明森林等の探索に関する基本用語として、戸籍や住民票等をまとめています。こちらに住基ネットについて追記しています。住基ネットに関して、P.9 のほか、P.15 にも、住民票等による情報収集に追記しています。住基ネットにつきましてもこれによって新たな情報を探索できるようになったというより、住民票等にかかる公用請求が不要になった、ということなのでフローチャートは特に変更していません。住基ネットに関する記載については以です。つづきましてP.27 です。第11回の検討委員会にて、参加した愛媛県から質問があったほか、日頃の林野庁への問い合わせなどでも、「供託とは何か」という問い合わせをよく受けます。また、委員の皆様からもよくご発言がありますが、森林・林業関係者の方はこういった分野のことをご存知ないということも多いので、「供託とは何か」、「供託は森林経営管理制度においてどのような場面で使うか」について説明を記載しました。

ではP.44、本議題のメインになると思いますが、所有者不明森林の特例におけ

る、都道府県による裁定の留意事項を大幅に追記しています。P. 44～45 の 1 ポツ目までは、林野庁で既に公表している資料「森林経営管理制度に係る事務の手引き」の内容を転記しています。事務の手引きから転記した上でもう一步踏み込んで、P. 45 の 2 ポツ目、10 行目に、都道府県が最低限確認すべき項目、逆に言えば「これさえ確認できればそれ以上厳しくチェックはする必要ない」という項目について①～④番で整理しています。その上で、P. 45 の 5 ポツ目、22～24 行目にて、「森林経営管理制度を運用しているのは市町村であることから、具体の作業内容については市町村の裁量に委ね、県はそれ以上の上乘せの基準を設ける必要ない」という旨を改めて明記しています。P. 49 以降からは、実際に特例措置を活用した事例をまとめています。各市町村における事例において進捗があったものは追記しています。例えば公告を実施しているところまで書いていた市町村については、その後、公告が終了して経営管理権を設定したところなどを記載しています。P. 51 に今年度新たに特例措置を活用した群馬県甘楽町の事例も追加で載せています。P. 57 青森県三戸町の事例についても県の裁定を受けて経営管理権設定をしているのでその旨も追記しています。以上ご説明したところが主な変更点です。この他、気づいたところや細かい文言の修正等を行っています。今回の改定案につきましてご意見等を頂けましたら幸いです。どうぞよろしくお願します。

事務局

武山係長ありがとうございました。それではご出席の皆様からコメントをご質問等いただきたいと思ひます。品川委員お願します。

品川委員

森林経営管理法について、各地で非常に良く進捗しており大変喜ばしいことだと思ひています。今後、もっと難しい状況の林地を整理整頓し続けて進めていっていただきたいと心より念じております。読み間違いがあったらご容赦、ご指摘ください。P. 22 上から 2 番目の丸、「具体的には、その時点までに判明した森林所有者全員の戸籍の附票で判明した住所に意向調査票を送付して、同意の取得を行います。その結果、意向調査票が到達しなかった森林所有者については不明森林所有者として扱い、特例の手続きに進みます」という記載があります。所有者探索というのは、明治時代、大正時代からの古い登記が変更されておらず、現在生きている相続人を捉えることができないという事例が対象になるものが多いと了解しています。戸籍の附票は住民基本台帳上の制度で、基本的に 5 年で消除されてしまうため、戸籍が残っている場合でも附票は残っていません。これについて、地元的那須塩原市役所に確認に行きましたところ、確かに 5 年で消除され、戸籍は残っていても附票は残っていないということでした。市町村合併前の旧西那須野町の場合には昭和 35 年から残しており、それ以降もデジタル化されて消除されず残っています。ところが旧塩原町になると、合併まで 5 年で消除という取り扱いがされており、昭和 35 年を過ぎても残っていない場合の方が多ひのです。実際、相続の案件などで附票を探していても、

旧塩原町だと残っておらず、同じ那須塩原市内で非常にアンバランスな相続人探索になるという状況です。そういったことが各地で起こる状況かと思うので、比較的直近の戸籍でなければ、戸籍の附票を探索してもそれ自体がないというケースの方が多いのかなと思いましたのでコメントさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。ひとまずご意見として承ります。この資料1のP.45の2ポツ目、「従って、都道府県は」から、所有者不明森林の特例に係る都道府県の裁定について県が確認すべき事項を記載しています。それから、同じP.45の最後のポツで「森林経営管理制度の運用主体は市町村で、施業内容については市町村の裁量に委ね、裁定に当たって県が上乘せ基準を設ける必要はない」と記載していますが、このあたりについてご意見等あればお願いします。

野村委員

前回の委員会の時に発言させていただきましたが、ここに記載されているような注釈がないと、おそらく県は自分の義務、責務として法律に則って緻密な検討をしなければならないのではないかというように読み取れるような法文になっています。特例を活用しない場合の集積計画等については、市町村に委ねられているということからすると、県が特例部分について役割を特に担っているのであって、集積計画の部分については、市町村の裁量、地域の判断というようなものに委ねることが適切な配分だと思います。そういう意味で、このような記載をしておくことが、おそらく都道府県にとっても、市町村にとっても資するのではないかなと思います。ところで、今の話題と少し外れますが、戸籍の調査に関して、来月、戸籍法が改正されます。個人が自分の関係の戸籍を取得する際、本籍地で取らなければいけなかったのが全国で取れるようになるという改正があります。これは個人が探索する場合には非常に便利な制度であるということになります。ただ、私たち弁護士等が職権で調査をする際には、どこか1ヶ所で全部とれるという仕組みにはならないため、残念です。しかし場合によって個人に取得してもらうなど、そういった活用の余地があるかもしれません。ご参考までに、まもなく制度が変わりますのでご留意くださいということをお伝えしました。

事務局

ありがとうございます。他にご意見等ございましたら、お願いいたします。実際に森林経営管理制度を実務として回していくというご経験に照らして何かお気づきのことがあればご意見をお願いします。

河合委員

このように表記されたことで、県も扱いやすくなるのかなと思いました。しかし、「A～Cいずれかに該当すること」とありますが、該当しないが間伐が必要な現場があるのではないかという気がします。県が裁定に向けてどういう観点で見るとかに関しては、Aのように収量比が0.85以上と数値を出しておりますが、P.45、3ポツ目のところに書いてあります「このため、市町村は、例えば、」の箇所で「下層植生の有無や鬱閉状況等」のように、下層植生の状況や林内の

明るさだとかそういったことから森林整備の必要性があるというような柔軟な対応ができるような伝え方ができると良いのではないかと思います。

事務局 ありがとうございます。片山委員お願いします。

片山委員 県も元々の法律に従ってやろうとするとかなり厳しいチェックをかけてしまうきらいがあるかなという感じがします。県としてもどこまでやればいいのかという戸惑いもあると思うので、この辺まででいいですよ、特例についてのみここだけチェックすればいいですよ、という注意書きがあるので県としても安心してできるのではないかと思います。

事務局 ありがとうございます。県による裁定の他にも供託に関する説明ですとか、新たな住民基本台帳ネットワークシステムについても追記しておりますが、これらの内容についてももしご意見、コメント等あればお願いします。

河合委員 住基ネットの関係はこのように記載していただけると良いと思いました。市から意向調査業務を受けており、所在がわからない所有者の追跡をするよう頼んでいますが、今まで結構時間がかかっていたのが、最近少し早くなってきました。返ってきたものを見るとメモ書きで、「住基ネットの情報から」と書いてありまして、住基ネットを使えるようになったことで、スムーズになった部分があるのではないかと思います。このように記載してあるとそんな改正があると知らなかった自治体にとっては良いのではないかと思います。

事務局 ありがとうございます。今、ガイドラインのP.44～P.45の「所有者不明森林の特例における裁定の留意事項」をこちらからご質問等させていただきましたが、この追記しているところの箇所について他に何かご意見、コメントや感想等ございましたらお願いします。

福田課長 裁定については、前回の委員会で、青森県から、色々のご意見をいただきました。この4、5年間、特例措置のみならず、森林経営管理制度、森林環境譲与税も含めて、林野庁が伝えていることが、都道府県、市町村へと段階を経るにつれて厳しく解釈されて、上乘せ条件がかかり、身動きが取れなくなってしまうという状況を経験してきました。「やらなくて良いことはやらなくて良い」と明確に示したいと思い、今回、このような形で整理をさせていただきました。皆様方から、ご理解いただくことができ、私としても一安心というか、ありがたく思っています。

品川委員 特にここの留意事項に意見はありません。この制度自体が「あくまで所有者本人が森林管理をしない状況があるときに、公が代わって森林管理をする。」というものに過ぎませんので、所有者それぞれの森林管理の方法にバラエティがある以上、公の管理の仕方についてもそれほど厳しいことを要求しないというこ

とは当然の前提にして、各都道府県の皆様方にもよくご理解いただけたらと思います。

【2. ケーススタディ】

事務局 ありがとうございます。続きまして資料2、ケーススタディ三重県亀山市、福井県福井市における探索等の取組状況ということでご説明いたします。引き続き武山係長からお願いいたします。

武山係長 ケーススタディ 13 として、三重県亀山市、福井県福井市における探索等の取組状況をご報告します。P.1 林野庁がこの検討委員会とはまた別に事業として実施している所有者探索等工程調査業務の報告です。業務概要として、まず所有者不明森林を市町村にピックアップしていただき、専門家による所有者探索を実施します。その探索業務に要した日数等の工程探索、ノウハウの整理を行うとともに、所有者不明森林、共有者不明森林であった場合は今回の森林経営管理制度における所有者不明森林等の特例措置活用に向けた準備、確知所有者へのアプローチや現地調査等を支援し、探索の工程及びそれにかかった人工数やノウハウを整理するものとなっています。P.1 の下の方、今年度の対象地域は福井県福井市と三重県亀山市、それぞれ森林を 13 筆、10 筆、を選定して調査をしました。探索の実施者は今回の事業の受託者である株式会社四門に行っていました。P.2 ですが、今回の工程調査事業の流れをご説明します。まず市町村と受託者で役割分担の協定を締結し、探索、意向調査の支援を受託者が実施し、市町村は必要な情報提供するなど、役割や情報の取り扱い等を明確化しました。令和5年8月から探索を開始し、令和6年2月までに探索完了箇所の意向調査まで終える予定です。例年では市町村と受託者の他に司法書士も入って探索を行っていたところですが、事例のバリエーションを増やすため、今年度は司法書士による職務上請求ではなく、市町村による公用請求のみで実施をしました。いつもですと、2～3か月で探索が終わっていたところですが、公用請求で行ったこともあり探索に少し時間がかかっているため、両市ともに探索中の森林が何筆かあるという状況です。P.3 福井市における探索の状況です。対象地として、AからMの 13 筆の森林を選定しております。13 筆の森林において登記名義人は延べ 21 名。令和5年8月末に調査を開始し、探索は全て福井市に協力いただき、司法書士による職務上請求の取得は行わずに、公用請求のみで戸籍謄本等を取得しました。それら戸籍謄本等を基に、所有者探索を受託者が行います。書類の取得に時間を要し、13 筆中、10 筆の森林について探索を継続中となっています。現時点で判明している所有者の人数を書いておりますが、まだ探索の途中なので、まだこれから増加する見込みです。現在、探索

した結果 223 名で、生存している方が 46 名となっています。以上が福井市における探索の状況です。続いて P.4 亀山市における探索の状況です。亀山市は A から J の 10 筆の森林を選定いただいています。全ての森林が個人の所有で、登記名義人が 10 名となっています。こちらも福井市と同様、8 月末に探索を開始し、全て市の公用請求によって戸籍謄本等を取得しています。A、D、E の 3 筆の森林についてまだ探索を実施中という状況です。以上のように探索は一部のところで実施中ですが、緑で濃く塗っている F、G、J の 3 筆については、所有者が 1 人も判明しない所有者不明森林であることが判明しています。例年の委員会でのケーススタディでは探索工程調査を挙げた全ての市町村についてこれから森林の状況についても説明し、特例措置を活用するにあたっての議論をしていただくのですが、福井市においては、まだ探索が途中ということもあり、亀山市の 3 筆の森林について、特例措置を活用するにあたっての議論をしていこうと思います。P.5 亀山市における F、G、J の 3 筆の森林の探索状況について詳しくご説明します。亀山市で登記簿上の住所のある市町村に戸籍謄本等を請求するものの、この 3 つについては「該当なし」となり、更なる探索のため、固定資産課税台帳に記載されている所有者等の情報を税務部局に請求しました。課税台帳の情報を活用したものの、F、G、J について、戸籍謄本等を取得できませんでした。F、G、J それぞれの探索状況の詳細についてご説明します。対象地 F について、まず、登記簿上の住所「●●区八番町三丁目 55 番地」を基に請求するものの相手先から「該当なし」と回答。次に、税務部局の課税台帳を元に、この所有者の住所を調べたところ、「●●区八番 3 丁目 55」という住所が出てきました。更なる公用請求をする前に、相手先の自治体の変遷を調べたところ、昭和初期に「八番町」が成立していますが、昭和後期の編成において、「八番町」が「八番一丁目」「八番二丁目」「六番三丁目」に編成され「八番町」という住所が消滅しています。以上のことから、課税台帳から得られた「●●区八番 3 丁目 55」という住所がそもそも存在しないことが判明し、こちらの相手先公用請求をしても「該当なし」となることが濃厚であるため、戸籍謄本等の請求を打ち切っています。続きまして、対象地 G における探索の状況を説明します。まず、登記簿上の住所に戸籍謄本等を請求して「回答なし」となったのは F と同じです。次に、課税台帳の住所、氏名、生年月日を元に、再度、相手先に請求したものの「該当なし」となったため、戸籍謄本等の請求を打ち切っています。最後に対象地 J における探索の状況です。こちらも G と同じように登記簿上の住所で戸籍謄本等を請求し、「該当なし」となり、その後、課税台帳を調べたものの、課税台帳に載っていた住所と登記簿に載っていた住所が同一であったので、探索を打ち切っています。このようなことから F、G、J については所有者が 1 人もわからない森林になっております。ここからは、これら 3 筆の森林の状況についてご説明した後、当該森林でもし特例措置を活用する場合、どのようなことが懸念されるかということについて、ご議論いただきたいと思います。P.6 から亀山市の概要について説明します。三重

県の北部に位置している亀山市は約 12,000ha の森林があり、そのほとんどが民有林となっています。そのうち約 8,000ha が人工林で民有林の約 7 割を占めています。亀山市では、過去 10 年間施業履歴がない人工林を対象として、令和元年度から本制度いただいています。今回の探索工程事業については、令和元年度の意向調査を実施した際に、宛先不明で返送されてきた 11 筆の森林を探索の対象地に挙げていただきました。図 2 の対象林分位置図で赤いポリゴンが意向調査した結果、宛先不明になった森林です。こちらをモデル地区として選定した理由は、赤いポリゴンの森林の周辺で集積計画を策定しており、一体的な施業が可能となるということと、幹線道路沿いのため容易に施業ができる状況であるというものになります。周囲の黄緑青や黄色のポリゴンで集積計画を策定しています。一部の森林については境界明確化だけ実施していて、集積計画を立てていないという箇所もありますが、基本的にはこの色が塗ってあるエリアで集積計画が策定されているとご認識いただければと思います。そのうち、3 筆の所有者不明森林は黒い丸で囲っている F、G、J です。P.7 から F、G、J の林況などについてご説明します。亀山市から森林クラウドのオルソ画像を提供いただいたものを掲載しています。左上の表は森林簿のデータを基に入れておますが、後で説明するように、樹種などの現況が異なっていたりします。それぞれの一筆ごとの対象地の概要について P.9 以降でご説明します。まず F について、表の左列に森林簿のデータと右列に航空レーザ計測の結果である本数、樹高、胸高直径、形状比、材積を掲載しています。右上のオルソ画像にて、林冠の様子等がわかるかと思えます。左下は、航空レーザ計測の結果から得られた C S 立体図です。オルソ画像では、林冠の様子しかわかりませんが、C S 立体図で地面の様子もわかるようになっています。これを見ると、当該森林は台地の上にあるのがわかるかと思えます。また右下の図は航空レーザ計測の結果の林相区分図で、樹種や樹頂点がどこにあるのかわかるようになっています。森林簿ではヒノキとなっていますが、この結果だとスギの人工林であることがわかるかと思えます。緑の点が樹頂点を指しており、枠の中に 41 本存在しています。形状比が 80 近いので、風倒被害などが心配されるような状況が見てとれるかと思えます。次に P.10 で G の森林についてご説明します。C S 立体図をよく見ると森林の枠の線が、作業道の上にかかっているようで、枠の線自体は林地台帳の結果なので、もしかしたら境界明確を実施すればもう少し形が変わってくるのかなと思えますが、台帳上はこのような形になっています。林相区分図を見ると、広葉樹がかなり入ってきている状況です。航空レーザ計測の結果で平均樹高、平均胸高直径、形状比や材積も出ていますが、樹種が混ざってしまっているので、参考程度にご覧いただければ幸いです。次に P.11、対象森林 J については航空写真からもわかるとおり、幹線道路のすぐ脇に存在しています。C 林相区分図では主にヒノキが生えていることがわかるかと思えます。また、J だけ土砂流出防備保安林に設定されています。以上が F、G、J の森林の状況です。現地調査の結果が無かったため、航空レーザ計測の結果で代用させて

いただきました。

P. 12に移ります。これらの森林において、亀山市が集積計画を立てた際に行いたい経営管理の内容を整理しています。周囲でまとまった集積計画を立てているため、同じように集約化を図りたいと考えています。特例措置を活用して経営管理権を設定した際の経営管理の内容は、存続期間は20年間で、間伐を1回以上、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施。巡視については市有林と同程度の回数、林道等から目視による確認を実施することとしています。費用負担は市町村経営管理事業のため市町村が全額負担となっています。収益の還元につきましては、もし収益が出たとしても事業費に充てることとし、利益を還元しない形になっています。ここまでが亀山市における森林の状況です。P. 13は、これまでと話が違って、市町村による公用請求と司法書士による職務上請求とで、公的書類の取得にかかる日数や金額で差が出るのか、まとめてみました。大前提として、福井市も亀山市も探索途中の森林が多くあるため、確定している数値ではありません。また、探索する状況によって変わってくるためご参考程度にご覧いただければ幸いです。公用請求の値については、亀山市と福井市の今年の探索工程調査の成果から算出し、司法書士による職務上請求については、令和4年度の探索工程調査のうち、高知県本山町の実績から算出しています。日数については、あまり大きな差がついていないようですが、「探索後、相手市町村へ請求するまでの日数」について、公用請求の方が職務上請求に比べて多くなっています。これについては、受託者と市との間で郵送によるやり取りが発生したことや、公用請求の際に市役所の中で決裁の手続きが必要になるため、探索後、請求するまでの日数にやや開きが出るのではないかと考えております。次に戸籍等を取得するまでにかかる金額です。皆様ご存知の通り、公用請求では、費用は切手代ぐらいしかかからないので、小為替手数料ですとか附票の金額、切手代も必要になる司法書士による職務上請求と比べて、金額に開きが出ています。あくまで、どちらが良い悪いという話ではなく、単に異なる方法で探索した結果として捉えていただけますと幸いです。最後に、P. 14で今回の検討委員会でご議論いただきたい事項についてまとめています。まず一つ目、亀山市の対象森林F、G、Jについて、登記簿上の住所のある市町村へ戸籍謄本等請求したものの、「該当なし」と返送され、更に、課税台帳を活用しても戸籍謄本等を得ることはできませんでした。市は特例措置活用のための探索行為を十分に行ったと考えておりますが、ご意見等あるでしょうか。二つ目、所有者が判明しなかったF、G、Jの森林について、亀山市が特例措置を活用して集積計画を策定し、周囲の集積計画策定済みの森林と一体的に整備する際の、施業内容についてご意見等はあるでしょうか。三つ目、亀山市の森林F、G、Jは所有者不明が確定している森林ですが、ここで特例措置を活用する際は、三重県による裁定手続きが必要となります。県は所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、当該所有者不明森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当と認めら

れる場合は裁定を行うこととなります。当庁としては今回の対象森林につきましては、法令で定める方法によって探索が行われており、周囲の状況等に鑑みても、市が経営管理権を取得することは必要かつ適当であると考えていますが、もし県が裁定するに当たって留意すべき点について、ご意見等あるでしょうか。以上が資料2の説明になります。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 本日会場に亀山市から水越課長と伊東主任主事がいらしていただいております。自己紹介も含めましてただいまのご説明の補足などがございましたらよろしくお願いいたします。

亀山市水越課長 亀山市農林振興課課長の水越と申します。よろしくお願いいたします。先ほどご説明いただいたことですが、私どもは最終的には適切な森林の管理を行いたいので、一体的に整備が行われないと、公益的な機能が図れなくなりますので、そういった森林を残していきたくないため、課題として上げさせていただきました。本日はご議論いただきたいことを、3点お願いしているところでございます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続いて伊東様よろしくお願いいたします。

亀山市伊東主任主事 同じく亀山市農林振興課の伊東と申します。本日はよろしくお願いいたします。亀山市で既に集積計画を策定したところはあるのですが、どうしても所有者不明森林があると、その部分の森林の公益的機能などが損なわれたりするなどの可能性があり、なるべくそういった場所を少なくしたいという考えがありましたため、本件事業に手を挙げさせてもらったところです。議論いただきたい事項の2番目、作業内容等についてご意見あるかという内容について補足事項があります。本来、集積計画を策定する場合は所有者の同意をもって策定するということで、亀山市の場合ですと本人のところに直接お伺いし、施業内容などを説明し納得いただいた上で、同意をいただいています。今回は所有者不明ということで県の裁定があるとは言え、個人に了解を得ていないため、勝手にやり方を決めて、整備してよいのかと個人的に不安なところがありましたため、こういった内容を書かせてもらいました。先ほどのガイドラインで、森林経営管理制度の運用主体は市町村であることから、具体的な作業内容については市町村の裁量に委ねるということがP.45にありましたので、そういった内容でよいのかなと個人的には思ったところではありますが、ご検討をいただければと思います。本日はよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。本日はオンラインで、三重県の中西主任にもご出席いただいております。自己紹介も兼ねて補足等ございましたらコメントいただけますでしょうか。

三重県中西主任 三重県庁森林・林業経営課の中西と申します。よろしく申し上げます。三重県全体の話になりますが、三重県には、私有林人工林を有する市町が27市町あります。それぞれの市町でそれぞれの課題がある中、森林経営管理制度に基づく意向調査や、市町村森林経営管理事業などの森林整備を進めていただいています。その中で意向調査については、県全体で約4万ha実施されており、森林経営管理制度の対象と考えられる森林の大体4分の1の面積で意向調査が実施されている状況です。一方、集積計画まで繋がっている森林については、700haとごく一部にとどまっているような状況になっています。その要因として、三重県は地籍調査が約10%しか進んでおらず、全国でもワースト2というような状況で、このため、境界も不明で、森林所有者もなかなか見つからないというような状況になっているということが考えられます。そのような中、亀山市をはじめ他の市町においても森林所有者の調査や、境界確定など大変ご苦労されて、時間をかけてされているような状況です。管理されていない森林の整備は早急にしていかなければならないということは県としても認識しており、所有者不明の森林においては、特例を活用した森林整備も検討していく必要があると思っていますので、今回の事例やご議論を踏まえ、県内の森林整備を一層進めていくように県としても取り組んでいきたいと考えているところです。本日はよろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。会場にいらしている福井市の小林主幹と反保副主幹におかれましては、事例の中で、公用請求ということでいろいろ書類のやり取りをされてご苦労もあったかと思いますが、感想等も含めて自己紹介を兼ねてお一言ずついただければと思います。

福井市小林主幹 福井市役所林業水産課の小林と申します。よろしくお願ひいたします。福井市では意向調査を進めていますが、なかなか所有者の特定が進んでいません。新聞にまで取り上げられているような状況です。このような中、市内では経営計画が立っており、新たな林業の担い手の団体ができるといふようなところもあります。福井市は地籍調査が0.5%とほぼやっていない状況のため、探索を非常に重要視して、苦労しているところです。今回、苦労した点なども話ができればと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。では反保様お願ひいたします。

福井市反保副主幹 福井市林業水産課の反保と申します。今日はよろしくお願ひいたします。私は令和元年度から他部局から異動しまして、福井市の林務部局の公用請求などの事務的な体制の構築をさせていただきました。公用請求の申請書類を見ますと時々業者が送付先等を間違っていたりするため、書類を審査及び訂正したりすると

どうしても時間がかかってしまいます。また、公用請求だと決裁が必要だったりしますが、決裁以外の面において我々では送信用封筒については、全国の市町村の送付先情報データを作成しており、比較的そういった面では公用請求の体制自体は整っているため、比較的早くできるのではないかと考えております。加えて、公用請求になりますと相手方の市町村もいらっしゃいますので、戸籍証明書等の発行までの日数だけはどうしても確保していかないとなりません。相手方の市町村も結構な量の公用請求を処理するので、そこは大変なのかなと思います。また、法務局が行っている表題部不明土地の所有者の探索業務ですとか長期相続登記未了土地解消業務という制度で、意向調査を実施する特定の地区において法務局へ作業をお願いさせていただき、法務局が法定相続人を調査し、法定相続人へ対して登記を促していただくといった制度も活用しています。とにかく所有者をひたすら見つけて登記をしてくれれば、森林経営管理制度においては、本人と行政が一对一での手続きができます。いろんな所有者探索制度を幅広く活用しながら所有者を早く見つけ、森林を整備していきたいという思いです。

事務局 オンラインでご参加されている福井県の西川主任の方から一言お願いいたします。

福井県西川主任 福井県農林水産部森づくり課の西川と申します。福井県には17の市町がありますが、集積計画を立てているのは今のところ福井市だけです。他の市町については、まず意向調査を実施いただくとともに、その得られた情報について随時、林業事業体に提供し、既存の造林補助事業の推進に役立ててくださると指導しております。意向調査がなかなか進まない市町もありましたが、今年度までに15市町についてはモデル的なものも含め、実施いただく予定です。なお、実施していない二つの町についてですが、一つは、まず2条森林を5条森林に編入する作業を、残り2年ほどかけて実施の後、着手予定です。もう一つは、森林整備全体の独自の計画を町で作成しており、それに基づき既存のスケジュールに従い今後適切に着手することとしています。さて、今回の所有者不明森林の調査に関しては、住基ネットの有効活用も踏まえ、福井市からいろいろと業務効率化の提案をいただきました。林業技術職員だけでは解決できない知識もあり、私達もよい勉強になったと考えています。福井市の取組事例を元に、他の市町でも必要に応じて今回の制度活用を提案し進めていけたらと考えています。

事務局 ありがとうございます。資料2の内容について、ご議論いただきたいと思えます。改めて資料2のP.14をお開きください。論点は大きく3点ございます。1点目が特例措置の活用のための探索行為を十分に行ったと考えていますがご意見はございますか。2点目、施業内容についてご意見がございますか。3点目、県が裁定するにあたって、留意すべき点についてご意見がありますか、という

ことでご議論いただきたいと思います。一つずつ区切って、ご意見等いただきたいと思います。まず1点目、特例措置の活用の探索につきましてご意見等があればお願いします。

品川委員 まず確認ですが、今回の探索は受託者と共同して行い、受託者は司法書士が含まれていないコンサルタントですが、今回は司法書士が探索プロセスに関与されていないということでしょうか。

亀山市伊東主任主事 基本的には亀山市と受託者でやり取りをさせていただいています。司法書士と亀山市で直接のやり取りはないのですが、最初に協定を締結した際に司法書士法人が入っていたので、おそらく受託者で相続関係図などを作成する際に、裏でかんでもらっていたのではないかと思います。

品川委員 最終的に相続人探索において、どのようにプロの目が入ってチェックを受けたのかということは、市では把握しておかれた方がよろしいかと思います。該当なしという回答が返ってきた、探索として十分に行ったと考えるがご意見はあるかというご質問ですと、これはご質問の体裁でありながらご質問にはなっていないかなど。プロセスを説明していただいて、これで問題はありませんかと問うていただくか、確実に司法書士なりのプロの目が入っていましたと、プロが該当なしと判断しましたということをおっしゃっていただければ、私どもも、プロの方もおっしゃるならそうでしょう、というところでそのプロセスの議論を飛ばして先に進めることができるかと思います。具体的に質問させていただきたいのですが、登記簿上の所有者の住所に戸籍謄本等を請求するということなのですが、まず住民票を請求したということでしょうか。

亀山市伊東主任主事 住民票を請求した上で、なければ戸籍謄本等をセットで請求しています。

品川委員 本籍地記載の住民票を請求されたかと思いますが、住民票に記載の本籍地に戸籍謄本を請求されても、該当なしということだったのでしょうか。

亀山市伊東主任主事 そうです。そういった回答が返ってきました。

品川委員 税務部局より所有者の住所を入手したという記載がありますが、そもそもこの林地は納税がされている林地なのでしょうか。現在でも納税されているところでしょうか。

亀山市伊東主任主事 実際には、具体的な課税情報は教えてもらってはいないのですが、保安林である箇所が今回1ヶ所ありまして、あとの区域についても、面積が比較的大きくないような区域になっており、おそらく免税点の基準に至っておらず課税さ

れてない状態でした。所有者も追わずに放置されているというような状況だと思えます。

品川委員 保安林などは、Jが保安林だということなのですが、F、Gに関しては保安林ではないですね。F、Gについて課税状況が追えない状況であったということでしょうか。

亀山市伊東主任主事 そうですね。おそらく課税がされていないような状況です。

品川委員 固定資産台帳には「●●区八番三丁目 55」という存在しない住所が記載されていたということで、所有者探索を断念するような状況になったと。私であれば、所有者のかつての住所は存在していたわけですから、地図上でそこをスポットで探り当てて、そのスポットが今何という住所かということをとってみて、その公図から所有者情報をとってみるかと思うのですが、森林経営管理法としてどこまで探索するのかという話もありますので、ちょっと明確に判断しかねますけれども。これでいいのかなという疑問があります。野村委員のご意見も伺いたいと存じます。

野村委員 この対象地Fにおける探索の状況については気になったところです。税務部局は「●●区八番三丁目 55」と書いていますが、そこに送れば届くというわけではなく、届かない住所が書いてあるということだと一応受け止めます。登記簿上の住所を書き写すときに「町」という字が一文字抜けたということなのかなと推察します。さて、登記簿上の所有者の「八番町三丁目 55 番地」というのが、昭和初期「八番町成立」となっていますが、その当時に「八番町三丁目 55 番地」という住所があったということなのか、それ自体がないということなのか、これはいずれなのでしょう。

亀山市伊東主任主事 調べた限りでは「八番町三丁目」という住所は存在したことがないようです。

野村委員 そこまで伺うと、今までなかった住所が書いてあるということで、そもそもの登記時の誤記という可能性があり、こうなると調査は難しいのではないのでしょうか。よくある話として、登記簿上に誤記があったので、もう少し現地調査をして権利者を探りあてたとしても、登記とは齟齬するのでその人から承諾を得ても法務局で受け付けてもらえなかったりします。そういうことを考えると、存在しない住所が書かれてしまっていて、登記簿上の住所記載自体に不備があると思しき事案ということであれば、私としてはこれで、その調査ができない事案という判断をしていただくしかないのかなと思います。品川委員がおっしゃったことと近いのか遠いかわからないですけども、結局「どこで行き詰まったのかがわかる」ということが大事で、最終的には「該当なし」で返ってき

ていると思いますが、「ここで止めていいのかどうか」ということが判断できるぐらいの記録を残していただくと後から検証できるのかなと思いました。

品川委員

野村委員のご意見を伺いながら、気がついたところですが、「八番町成立」と書いてありますけれども、元々八番町という住所は存在しなかったということです。これは当時の法務局の誤記ではないかということです。これは公の側に過失があったということになりますね。明治、大正、昭和初期において登記それから地図を編成していく上でこの誤記は少なくない頻度で起こっているわけです。言ってみれば公の側でミスをしたことで、現在の個人の権利が侵害されるというのは、慎重に考える必要があります。森林経営管理制度の所有者探索をどこまでするかという点で我々弁護士と林野庁の間に温度差がありますが、どの点を取るにしても「登記を管理していなかった所有者の側に落ち度があるのではないか」とは、はっきりと林野庁は仰らないですけど、制度の基本はそこにある。ところが今回の場合、ミスが公の側にあるとなると、同様に考えることはできないような気がします。どうしてもこれ以上辿れませんでした。公の手續にミスがあったことを踏まえてもどうしてもわからなかった、それでも森林整備だけはやらないといけないのですというところで、もう一つ必死の探索が必要な場面ではないかと私はご意見させていただきます。

野村委員

追加でよろしいでしょうか。品川委員のおっしゃることも、一つの考え方で、直接反対するという事ではないのですが、これだけ残ってしまうと、厳しい意見が残るだけになるので一応私からも申し上げておきます。公と、個人という区分をしたときに、確かに両方「公」ですけど、国と市町村、違う主体であって、実際その市町村がいろいろ調査をしたときに、とはいえ法務局の方で受け付けてもらえないというようなこともままあります。私も自治体に勤めていた時期もあるのですが、せめぎ合いもある中でのことで、市町村にあまり過大な負担を負わせられないということが一つと、実態にもよると思います。よくあるのは、自分が権利者だと思っている人がいるが、登記の記載の誤記によって権利が実現できなくて困っているようなときに、個人の方に負担を負わせるのはよくないと思います。では、今回のように森林があるが誰も管理する人がいないという状態で、その人を探そうとしても見つからない。子孫とか管理者とか関係者がいないから、ここのステップに進んでいると考えたときに、こういった前提の中でどこまで調査をやるべきか。単に登記簿の状態だけではなくて、管理状況によって調査の尽くし方の違いはあるのかなと思います。該当なしという返事が1回来たから、これでもう調査はしなくていいという話ではなく、その中にも合理性を勘案しなければいけないし、個人の権利が害されることが心配ですという品川委員の根底のお考えは正しい話です。調査のどこで区切るかということはぜひ事案等も勘案して、ご検討いただければと私は思っております。

- 事務局 林野庁から補足等ございましたらお願いします。
- 武山係長 補足ですが、品川委員の「受託者による探索の精度がどこまで担保されているのか」というところについて、当該受託者は探索に関して、元々補償業務を生業としているプロの方たちであることと、司法書士とも連携をしていますので、探索のプロセスに関する精度は担保されていると認識しております。
- 城室長 素人ながらの質問ですが、Fで登記簿の記載が間違っている可能性があるのではないかとありますが、法務局に「この住所はそもそも存在しなかったのではないですか」などそういったことを聞くことはできないのでしょうか。
- 野村委員 聞くことができる場合もあるかもしれませんが、多分、法務局も、現在、登記簿上に記載されているもの、あるいはその過去の登記簿に載っているものは調べられるとしても、その申請書類と突き合わせるといったことは多分できないと思います。かなり限界があるのかなという気はします。あんまり親切な対応を得られにくいのかなという推察はします。
- 品川委員 法務局は、住所と地図に関しては、裁判所とは独立した非常に強い権限を持っておりまして、基本的には過去の間違いは認めないです。私が関与した案件でどう考えてもこれは昔の法務局が、字名を間違えたというケースがありました。「〇〇字何々番地」とするところを「△△字何々番地」というふうに記載してしまったがために、〇〇字の地図上にぼっかりと空白が生じており、売買契約書とか所有者の名前を追っていくとどう考えても法務局が字名を間違えたという結論しか出ないという案件がありました。これを法務局に持っていっても、法務局が確定した現在の地図は絶対だと言われましたので、裁判案件になりました。結局ぼっかりと空いた地域に時効取得で所有権を設定して、あとは土地家屋調査士と法務局で相談されて、そこに適正な字名を設定した上で新たに住所それから登記簿も新たに作成したわけですが、かつて間違った「△△字何々番地」はそのまま放置です。これを消すとかそういうことを法務局はしないのです。間違いを改めてはもらえないというより、間違いがあるという前提がないのです。全て個人の側が自分で土地家屋調査士を頼んで、裁判で所有権の範囲ということで認めてもらい、新たに地図を訂正して住所を設定してもらうという、ここまでのことをやらなければならないというのが現在の実情です。
- 事務局 ありがとうございます。資料2のP.14の1ポツ目のご議論で、品川委員、野村委員からいろいろご指摘いただきましてありがとうございます。1ポツ目については、特になければ区切りとさせていただきます、2ポツ目の亀山市様の施業内容について何かご意見等があれば、いただきたいと思いますがいか

がでしょうか。

植木委員長

3つの事例の森林をどのように扱うかということですが、先に確認したいことがあります。Fの面積がなぜ違うのか疑問です。P.4ですと0.05ha、P.8の個別の一覧だと0.14haで、非常に小さいですが、これだけでも結構差が出てきますので、この違いは何なのか気になりました。それによって蓄積量の見方が変わってきます。P.9のFの林分状況を見ると、森林簿によれば、0.14haで624 m³/haで、非常に高い蓄積量がある状況です。逆に航空レーザ計測で見ると、材積が41本で16.4 m³ですので大した蓄積量ではないのですが、この違いが分からないので、もう少し正確なデータが欲しいです。しかも形状比が79.6ということなので、手を入れなくてはまずいような感じはします。データについて教えていただけますでしょうか。

亀山市伊東主任主事

P.4の0.05haについては、小数点切り上げや、四捨五入していることもありますが、登記簿上の面積になっています。P.9の森林の概要につきましては森林簿からデータを取っているもので実測に近いベースのものになってきています。本来どちらかに合わせるのが良かったのですが、うまく整理ができていなかったため、数字の違いが出てしまいました。

植木委員長

蓄積量が森林簿で624 m³/haあるということですが、少し高くないでしょうか。胸高直径が、約24センチ、樹高が18mは森林簿からのデータということですが、実際の森林蓄積は森林簿のデータに比べ、多めに出る傾向があるのですが、それにしても蓄積量が大きいことが気になります。航空写真を見ると、樹冠の優劣がはっきりしているということは、胸高直径の差も大きいとみることはできるのではないのでしょうか。以上から、長期的に放置された林分であろうということが第一感です。ヒノキの56年生であり、長期的に放置された林分であって、形状比が79と高くなったというような見方ができるのではないのでしょうか。そうすると、Fの扱いについては経済的に成り立つかどうかという判断から始めた場合、それが無理であるならば、市町村の管理のもとで、公益性優先を考え、形質の悪い不良木を中心に定性間伐をおこない、林況を整えることがまず考えられると思います。

次のGですが、航空写真を見ると樹冠の大きさにかかなりの差があり、一斉林が崩れているように見えます。不均一な人工林はどういう経過でこのようになったのか知りたいと思います。ヒノキの64から78年生で幅のある林齢ですと、不均一性も多少ありうると思いますが、むしろ高齢林よりもヒノキの中でも比較的若い林木に施業の重点を置くべきなのかなという気がします。形状比76はよくある林です。林齢の高い77や78年生と、林齢の低い64や65年生の平均でしようから、それが76になったということは、比較的高齢の林分においては、形状比は低く、林齢の低い方の林分において形状比は高く、形状比も内部で違うのではないかという気がするので、もう一度林分を実際に確認しておく必要

があります。若いヒノキだともしかしたら形状比が80を超えているかもしれない。こういった場所は特に重点的に定性間伐を進めていった方がいいのではないかと思います。

Jを見ると93年生のヒノキ林ですが、きれいな一斉林ではないかと思います。普通90年生100年近くなると、一斉林でも放置しておくとも優劣が付きませんが、航空写真を見ると意外と均一な林分です。100年近いヒノキにしては、あまりにも綺麗すぎる一斉林ではないでしょうか。むしろ航空写真の左上にあるような、樹冠がかなりはっきりしているような写真になるかと思っていましたが、黄色で囲んだこの人工林はまだ比較的若い林齢ではないでしょうか。データだけから判断すると形状比が73ですから、それほど森林整備を急ぐ状況ではないのかなと思います。しかし100年近いヒノキ林でありながらこれだけ樹冠が密集していることは少し理解しにくいです。このデータだけを見るならば、それほど慌てて森林整備をする必要はありませんが、もしあるとしたら、公益的機能を重視した森林整備ということになるでしょう。Jの航空写真はこの位置で間違いないのでしょうか。

亀山市伊東主任主事 森林簿上はその位置を指しているのですが、実際どうなのかと言われると写真を見る限りは違和感があります。

植木委員長 100年生のヒノキ林とは思えないですが、後でまた確認してもらえば良いと思います。

事務局 ありがとうございます。他に亀山市のF、G、Jの三つの森林に関する施業方法や森林の状況等についてご意見、ご質問がございましたらお願いします。

片山委員 質問ですが、黄色い境界の線はどのように描かれているのでしょうか。

亀山市伊東主任主事 受託者とのやり取りで、当初、意向調査と境界確認までいけたらという事でしたが、相続人調査などで時間がかかり、そこまでの余裕がなかったため、一旦この資料を作る際に森林簿の林小班で境界を囲みました。

片山委員 森林簿の線で描いているということですね。現地で所有者森林を確認したわけではないということですね。

亀山市伊東主任主事 そこまではまだできてないです。

片山委員 そうなりますと、図面だけで話をすることは難しい感じがします。もう一つはこの周りに集積計画を作られていると思いますが、その集積計画の施業内容を教えていただけませんか。

亀山市伊東主任主事 P. 12 に記載していますが、所有者の意向によって 10 年にしたところもありますが、基本は市町村で管理する期間を 20 年に設定し、定性間伐で 3 割程度の間伐を入れていく形にしています。搬出については近くに森林経営計画で地元の林業事業体などが施業する箇所もあるので一緒にできるか確認をとったところ、できないという回答をいただいているので、搬出しない形で間伐をする予定です。

片山委員 P. 7 の集積計画策定状況に記載のある R 2 から R 4 にかけて境界明確化をしながら集積計画を作られた部分についての施業についても市町村の整備事業で間伐をするということでしょうか。

亀山市伊東主任主事 R 2 の境界明確化のところで、一番右下あたりの黄色と水色が入り組んでいるところについては、一部ここならできると森林経営計画に林業事業体に組み込んでもらったところがあります。しかし、残りの箇所については、基本的にはできないということなので市町村で実施します。

片山委員 わかりました。F、G、J については周りと同じ施業方法の計画を立てているということでそれでよいと思います。ただ、実際と場所が違うところで計画を立ててしまっている可能性があるため、現地にきちっと入って境界明確化をはっきりとさせておかないと難しいのかなという気がします。かが森林組合では市町村から依頼されたところについては、現地に入って境界を決めながら、本当に不明になっているのはこの場所と決めて、周りの施業計画と一緒にの方法か、別の方法を取るかということをやっています。時間もなかったと思いますが、現地の境界確認をきちんとやらないと大変なことになるのではないかと思います。

亀山市伊東主任主事 受託者とのやりとりの中ではできなかったため、地元の森林組合に声をかけて、所有者不明森林として取り扱ってやっていくかもしれないので現地を確認してほしいという願いは既にしてしています。進めそうでしたら、現地を来年度、見ていただこうと考えています。

事務局 ありがとうございます。阿部委員ご意見お願いします。

阿部委員 片山委員と、同じように、F については周辺の林分と多分同じような状況だと思えますので亀山市のお話の通り進めていただければいいのかなと思います。ただデータとして挙げている森林簿のデータと航空レーザ計測結果のデータについては、現地を確認して正確なものを取った方がいいと思います。見ている限り、現地の状況をうまく表したデータではないという気がします。左下の C

S 立体図でいうと、茶色の濃いところは斜面が急だと思いますが、あまり山崩れが起こったり土砂流出が起こったりするようなどころではないのではと思いますので、そういうところはあまり気にしなくても、普通の施業をしてもらえればいいのかと思います。ただ形状比が少し高めなので、その辺を注意して施業すればよいかと思います。面積が 0.14ha から 0.05ha とあり確定できていないのかもしれませんが、もしこれが 56 年生だとすると、ha あたり、800 本とか 1,000 本くらいの間の本数であるのが普通かなという気がします。例えばこの表にあるように 0.14ha で 41 本しかないだとすると、ha に 293 本しかないことになるので、この写真からは、このデータは間違っているのではないかという気がします。データを今一度確認していただければと思います。それから G ですが、右下の林相図を見ると広葉樹がかなり多く占めています。広葉樹は樹冠がすごく大きいのがあつたりしますので、人工林とは違った取り扱いをしなくてはいけないとは思いますが、天然性の広葉樹林だとしっかり A0 層が発達しているか、下層植生があるかなどが重要になってくると思います。この表には森林簿だとヒノキとなっていますが、西側の上にヒノキがありますが、その数値が出ているのではないかと思います。この空中写真から見ると、樹齢が高いわりには林相が整っていて、あまり手は加えられていないのかなという気がします。本数も 1.2ha で 379 本しかないということで、この数字で見るとヘクタールあたり 316 本しかないので、データをもう一度見直した方がいいのではという気がしています。もし、ヒノキの人工林で、手入れが行き届いていないならば、定性間伐で優良な木を残していくことが必要になってくるのかなというふうに思います。C S 立体図を見ると谷が複雑に入ってきているようなので、しっかり管理をして、土砂流出が起こらないよう状況にしておくことが重要ではないかと思います。J は、植木委員長が言っていたように、93 年生にしては、若齢林のような写真が写っていますので、もう一度データを見直して適正なデータで管理方法を考えた方がいいかなと思います。0.7ha で 329 本しかないということは、ヘクタールあたり 470 本ということになってしまいますので、この写真を見た感じではデータとは違うのではないかという気がします。それから C S 立体図ですと、土砂流出防備保安林になっていて、平均傾斜 15 度ということですが、山崩れとか土砂流出などが、あまり起こりそうもないような気がします。現地をよく観察されて、もし危険があるならばしっかりと A0 層が発達して下層植生もある植生を維持した方がいいのではないかと思います。

事務局

ありがとうございました。郡上市では災害防止という観点からの森林ゾーニングをして対策をされているかと思いますがそういった点から見て、何かお気づきの点がございましたら河合委員お願いいたします。

河合委員

現場はまだこれからということですが、データが森林簿であったり航空レーザ計測のデータであったりバラバラなので、多分正確なデータが出てないという

ことで、このデータだけで見ると ha 当たり少ない本数で、間伐の必要があるのかと思うのは当然でないかと思います。しかし、写真をみるとそんなふうではなさそうなので、現地で確認をして間伐の必要があれば間伐の計画を立てていくことが良いのではないかと思います。航空レーザ計測の落とし穴といいますか、郡上でも航空レーザの単木解析したものと、現地との比較検証をしていますが、航空レーザで撮った樹頂点の数が、現地の半分ぐらいといったこともあります。航空レーザのデータを全く信用するのではなく、現地でデータの値との比較をされたほうが良いと思います。災害面ですと、Fは上の平らな部分がメインで下の方に行くと谷になってしわがあったりします。こういったところは木材生産もできるかと思います。Gは大部分が広葉樹ということで、阿部委員が言われたように地表の状況などを見て判断すればよいと思います。Jの上は平らなのですが、一段下のほうに急な斜面がありますが、これは昔の田んぼや畑の跡なののでしょうか。急な斜面になっているところがかしたら災害が起きるようなこともあるかもしれませんので、その辺を注意していただければと思います。間伐する場合にも、伐りすぎを注意しながら施業していけばいいのかなと思いました。

事務局 ありがとうございます。3点目、県の裁定に当たって留意すべき点について何かお気づきのところ、コメント、ご不明な点などありましたらお願いします。

品川委員 これまでいろいろな事例報告をいただきましたが、県の裁定の役割というのはあくまで市町村がたどってきたプロセスのダブルチェックに尽きるということではあります。所有者探索のプロセスの確認に関しては、あくまで市町村に人材はいらっしゃるということで、県には戸籍等の所有者探索のプロは育っていないはずです。いずれにせよ複雑な相続関係図が出てくるはずの中で基本的には誰が責任を持ってこれを確定したのか、例えば市の内部でそれまで戸籍課にいた人が異動して、絶対にこれで間違いないと責任を持っていらっしゃるのか、あるいは外部の司法書士の方がアドバイスをしながらこれで間違いがないということを確認していただいているのか。そのあたりは一つ厳しい目を持って最終的な判断をしていただきたいと思います。施業については、市町村の施業案を尊重していただけてよいのですが、本日のご議論を聞いていると、林務に関しては県にプロの方が多くいらっしゃるという中で、その場所が適切にその当該場所であるかということの確認や調査結果を聞きながら、本当にこの場所でこのデータで合っているのかという疑問点自体は、非常に厳しくチェックしていただくべきところなのかなと今新たに認識をしました。

事務局 ありがとうございます。城室長お願いします。

城室長 施業内容については、本日ご意見いただきましたが、実際に現地を見て、どう

いう状況かよくご確認していただけてからだと思います。様々なデータが混在していますので、森林簿のデータ、航測データ、現地のデータそれぞれについて、亀山市自体もわかるように、県から見てもよくわかるような整理をしていただけたらいいのではと思いました。また、現地は幹線道路もあるし一定程度まとまりもあるようですので、できるところは林業事業体に経営計画に組み入れてもらうということを今後もお願いしたいと思います。所有者不明森林はとりあえず間伐になってしまうかもしれませんが、1回間伐した後、どうするのか、できるところは林業経営という形で、搬出間伐や、条件がよければ主伐して再造林といった選択肢も捨てずに、事業体とも情報を共有しながらやっていただきたいなと思います。全部を市が抱えることは多分できないと思いますので、可能であれば、林業事業体にどんどん経営していただきたいと思いますので、今後もぜひお願いしたいと思います。

事務局 ありがとうございます。今日の議論の内容に関連しまして、補足や、ご質問等がありましたら、お願いします。

福井市反保副主幹 ガイドラインの住基ネットについてですが、昨年福井市が地方分権の提案型で提案させていただきました。その際、林野庁の皆様方にも総務省の方と一緒に協力していただいていますので、ここでお礼を申し上げます。市内の所有者ですと、住民基本台帳を確認すればすぐ所有者住所の確認が取れるのですが、市外の所有者となりますと、住民異動の可能性、最悪は死亡の可能性も考えられますので、住民票の公用請求をして、所有者の住所を確認しなければならないため時間と労力を要しました。しかし、住基ネットを利用できるようになったことにより、少しずつ公用請求の件数も減ってきてまして、非常に業務が効率化して嬉しいと思っています。河合委員がおっしゃったように早速、他の市町村が有効に使っていると聞き、我々の提案が実ったのだなとガイドラインを読んで非常に嬉しく思っています。また、皆さんに協力していただいてガイドラインに書いていただいたことを非常に感謝していますので改めてお礼を申し上げます。

福井市小林主幹 Jについて疑問が生じたのでお伺いしますが、Jの箇所に電線が通っていたり、国道1号線が接していたりすると思います。道路を開設する際には国交省、電線ですと電力会社が所有するデータは共有できないのかといった点、保安林であれば、保安林指定をした際に、所有者が誰か特定されているのではないかという点が疑問に思ったところです。そういった情報は経営管理制度の調査の際に活用ができるのかどうか知りたいところです。

武山係長 保安林の情報を登録する際に、所有者情報があったのではないかという話につきまして、県から補足があるかもしれないですが、森林簿に掲載される情報で

あり、その情報が林地台帳として市町村にも提供されるのではないかと思います。そただ今回は林地台帳の結果から最初に意向調査をしたけれど返送されてきてしまい、それからさらに森林経営管理法の手続きに則り戸籍等を請求したけれども所有者がわからなかったというものです。また、道路や電線の情報につきましては、もし電線が架かっている関係でこの森林に何かしらの占有する権利が設定されている場合、集積計画を定める際に同意をとる必要があります。その際には、登記簿等に記載している権利を確認する必要があります。

事務局 ただいまのお話を聞いて、補足等があればお願いいたします。

亀山市伊東主任主事 電線の話に関しまして、今回の対象事例地ではなく別件のところで関西電力の地上権がついていたため、関西電力から同意書のようなものをいただいて集積計画を策定した事例があります。今回の対象地では地上権などついていなかったかと思いますが、そういった場合にはきちんと手順を踏んでいきたいと思います。

事務局 ありがとうございます。その他の本日の議事全体を通じてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

野村委員 反保様からお話があった住基ネットの件については、関与している方から提案された経緯があったのだなと思いました。先ほどあまり詳しくはないのに紹介してしまいましたが、戸籍法の改正自体はだいぶ前に成立しましたが、オンライン化の整備がされ、令和6年3月1日に施行されます。そうすると、各市町村は他市町村が管理していた戸籍情報にアクセスできます。先ほど弁護士等による職務上請求はまとめて請求はできないという話をしましたが、それはそういうルールだという理解ですが、他方で市町村は他の市町村の情報が見られると思います。例えば住民が何かを証明したいとき、市町村の方でそれを確認する利用の仕方などは書かれているかと思います。私が今調べた限りでは、本件のように市町村が主体となって行う戸籍調査や相続人調査にどの程度活用してよいのか、また、そういうことが想定されているのか、わかりませんでした。明示的に認められているか認められていないかという問題が一つありますが、少なくとも活用可能性が大いにある仕組みだと思いますので、ここは認められているなら、周知した方がよいですし、認められていないのであれば認められるような動きをしてもよいのかなと思いましたので一言付け加えさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

品川委員 裁定における県の役割に関して、ガイドラインのP.34に「厳密に境界線を確定

しようとする場合には所有者不明土地管理制度を活用することも考えられます」という一文があります。現在GIS測量が主流になり、森林経営計画図や公図との齟齬の問題はいろいろ発生しているところです。ある程度の齟齬を許容する範囲と許容範囲ではないラインというのを、最後に判断する役割も県に課せられているところではないかと思います。あまりにも大きな齟齬であれば市町村の判断で率先して、所有者不明土地管理制度を使わなければなりません。しかしそこまでいかないケースでは県が裁定手続きの最終関門として、境界線を引き直すかそのままで行くかの判断をすると、今後将来にわたって非常に重要な役割を果たされることになるかと考えています。

事務局 ありがとうございます。長時間にわたりましてご議論いただきましてありがとうございます。林野庁の森林利用課森林集積推進室の城室長からご挨拶をお願いします。

城室長 皆様本日はお忙しいところ長時間のご審議ありがとうございました。本日はいただいたご意見は今後の森林経営管理制度に活かしていき、自治体の皆様と引き続き情報共有させていただきながら、積極的な取組を続けていただきたいと思います。冒頭、課長からもお話ししましたが、本事業については、今年度は4年間の事業の一区切りとなります。これまで本当に長い間、お忙しいところ様々な貴重なご意見やご示唆をいただきまして、どうもありがとうございました。来年度以降も、当然制度は続きますし、所有者不明の特例も含めてどんどん進めていきたいと考えております。新しい事業とはなりますが、専門家の方々にご意見ご知見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので是非ともよろしく願いいたします。今後とも皆様にはこの制度、森林林業自体にもご協力いただければと思いますので、この場をお借りしてお礼と今後ともよろしく願いしますということを申し述べさせていただきます。これまでどうもありがとうございました。またこれからもよろしく願いいたします。

事務局 閉会にあたりまして植木委員長からご挨拶をお願いします。

植木委員長 この委員会につきまして今回が最後ということで、皆様お疲れ様でした。関係各位には様々な点において、多くのご協力をいただいたことに感謝を申し上げます。この間、我々としては、特に市町村の行政の取組、それを念頭に入れながら、森林経営管理制度ができるだけスムーズに運用できるよう、役立つガイドラインを作ろうということで議論してきました。その意図がどこまで達成されたか不安なところではありますが、それなりにできてきたと思っています。森林経営管理制度が動き出してからまだ日が浅いということもありますので、今後も様々な課題や問題点が出るのが予想されます。各委員におかれましては、引き続きご協力いただけたらと思いますし、今後とも、様々なところでご

指導を願えればと思います。簡単ですが、閉会の挨拶に代えさせていただきます。

事務局

どうもありがとうございました。いただいたご意見等につきましては、ガイドラインの改訂作業の際に反映させていただく形になるかと存じます。それでは本日は長時間にわたりまして、ご出席賜りましてありがとうございました。